

令和7年10月23日

甲府市長 樋口 雄一様

甲府市総合計画審議会
会長 丸山 正次

第七次甲府市総合計画の策定の
基準となるべき事項について（答申）

令和7年5月26日付け企発第54号で諮問のありました「第七次甲府市総合計画の策定の基準となるべき事項」については、当審議会における慎重な調査審議を踏まえて策定された、別紙「第七次甲府市総合計画（案）」のとおりとし、その推進にあたっては、次の事項に留意されるよう要望いたします。

- 1 第七次甲府市総合計画策定の趣旨や都市像、基本目標などについて、市民や事業者、関係団体などと共有し、多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進を図っていただきたい。
- 2 「ひと」「まち」「魅力」の各基本目標が好循環するように、「コラボレーション」「ウェルビーイング」「シビックプライド」を推進理念とすることで、基本目標が相乗的な効果を発揮するよう施策展開を図っていただきたい。
- 3 都市像の実現に向けては、市民の幸せ実感度など、可能な限り数値に基づく進捗管理を行うことで、基本構想の取組の着実な推進に努めていただきたい。
- 4 基本構想の推進については、当審議会から出された意見及び、ワークショップやパブリックコメントでの市民からの提言、各種アンケートの結果、第六次甲府市総合計画の検証結果などを踏まえて、進めていっていただきたい。
- 5 市民生活に多大な影響を及ぼす環境問題や物価高騰など、社会経済環境が大きく変化する時代の中にあっても、時勢に応じた適時適切な対応を図りつつ、人口減少への対応や、持続可能なまちづくりなど分野横断的に取り組むべき課題も十分に考慮しながら、各施策の展開にあたっていただきたい。